

附 則

この規程は、平成24年3月23日から施行する。

この規程は、平成25年12月10日から改正施行する。

この規程は、平成28年3月30日から改正施行する。

この規程は、平成29年6月10日から改正施行する。

この規程は、平成29年12月15日から改正施行する。

別表1（第3条関係）

名称	報酬	実費弁償額
理事会出席報酬等（開催ごとに）	4,000円	2,000円
評議員会出席報酬等（開催ごとに）	4,000円	2,000円

別表2（第4条関係）

名称	報酬	実費弁償額
理事業務報酬等	4,000円	2,000円
評議員業務報酬等	4,000円	2,000円
監事業務報酬等	4,000円	2,000円

別表3（第4条関係）

名称	報酬	旅費
報酬（1日につき）	5,000円	実費弁償額